

第1回 これからの権利擁護支援の あり方に関する検討委員会

2026年6月16日（火）14時00分～16時00分

- 1 ご挨拶
- 2 委員紹介
- 3 議題
 - (1) 正副委員長の選任
 - (2) 委員会の目的と議論の進め方について
 - (3) 新たな日常生活自立支援事業を巡る論点整理に向けたフリーディスカッション
 - (4) 今後の予定

東京都社会福祉協議会

1 検討委員会の目的

- ・ 新たな日常生活自立支援事業の課題抽出と整理。
- ・ 都内社協等への情報提供⇒委員会の議事概要を提供したい。
- ・ 成年後見制度、終身サポート事業を踏まえた、東京における権利擁護支援のあり方を検討。
- ・ 日自についての国等への要望事項の検討。

2 委員会の予定（案）

第1回	フリーディスカッション
第2回（8～9月頃）	論点整理
第3回（10～11月頃）	論点整理と要望事項の検討
第4回（1～2月頃）	委員会まとめ

⇒委員会の議論や、今後の日自等の検討状況等、諸般の情勢を踏まえつつ本会における事業のあり方等を検討する。

年度	想定される動き
2026（令和8）年度	関連法案（社会福祉法等）の成立
2027（令和9）年度	国による第二種事業のガイドラインの検討 全社協によるマニュアル改訂等
2028（令和10）年度	法施行 新たな事業の実施

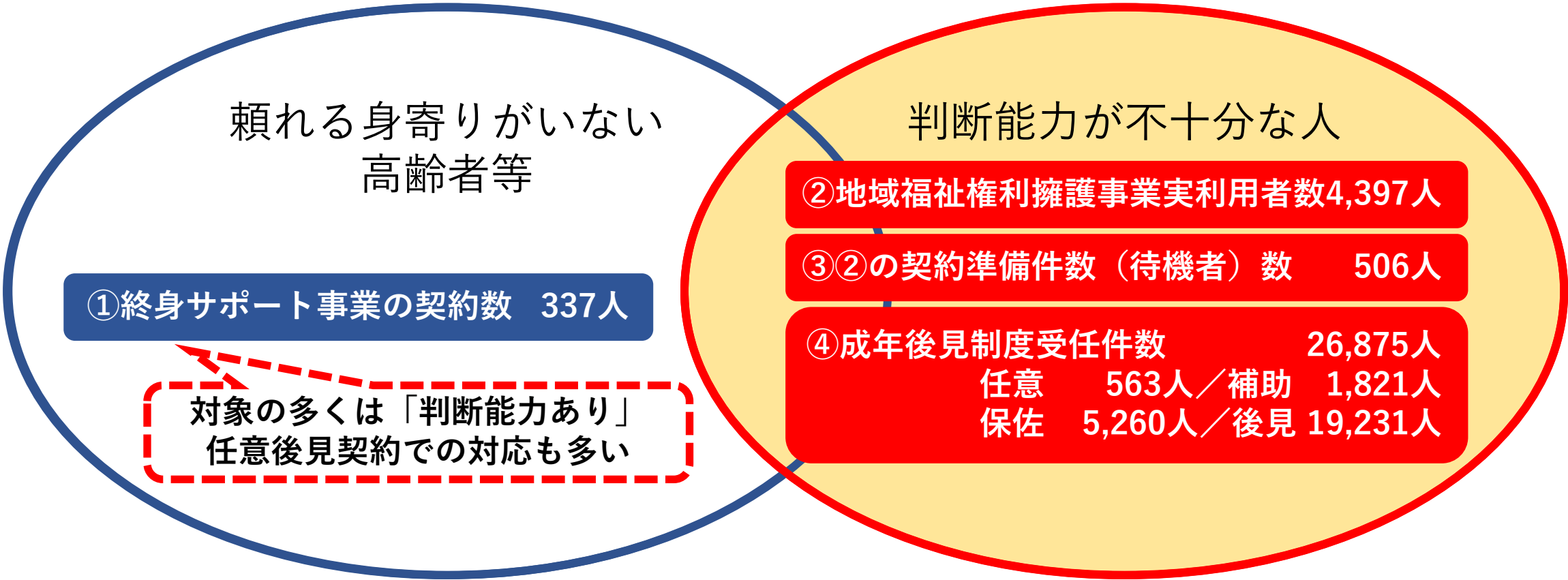
⇒2028（令和10）年4月実施を想定すると、社協等の委託契約や規則等変更、利用者等への通知、マニュアル変更と事務説明会、専門員や生活支援員の研修、システム改修、東京都への予算要望等を考慮すると、2027（令和9）年上半期には、新たな事業に対する本会の方針を確定させる必要がある。

新たな事業を取り巻く状況

- 1 人口構造の急速な変化等への対応
- 2 地域の実情に応じた包括的な支援体制の整備
- 3 意思決定支援にもとづく権利擁護の深化
- 4 成年後見制度の見直し

地域福祉権利擁護事業創設の時期（1999年）と比べると、社会状況等が大きく異なる中での事業再編となる。

都内における関連事業の利用実績（令和7年度）



⇒利用件数増と共にいわゆる困難事例（虐待等）への対応を区市町村等と連携して対応しなければならない場面も増えている。

新たな事業の課題や懸念されること

根拠

- ①社協がやるべきことは何か。
- ②事業者の意向や希望が強くはたらくのではないか。
- ③市町村の体制整備が前提。
市町村施策の中で地権が担う範囲を検討すべきでは。
- ④市町村が行う死後事務（墓地埋葬法）との役割分担が曖昧にならないか。
- ⑤地権契約を根拠に死後事務を負わされないか。

対象・範囲

- ①対象条件が不明。
- ②「身寄り」の定義がない。
→恣意的に解釈しない。
- ③入院入所支援の範囲。
- ④収容的な運用（長期入院等）としない。
- ⑤死後事務の範囲。
- ⑥判断能力不十分な人の死後事務契約は困難ではないか。
- ⑦親族トラブルが懸念される。

基盤

- ①長期間の支援を見込んだ人員体制が求められる。
- ②高い専門性が求められる。
- ③①・②を見込んだ予算が安定的に確保されるのか。
- ④自治体全体の福祉基盤が脆弱になっている。
- ⑤予算が確保されても人口減で採用が見込めない。
- ⑥法人リソースに限度あり。